

川口の農業だより

令和5年1月 No.97

児童たちによる農業体験活動

地元にお住まいでの農業委員でもある中村浩幸さんの協力・指導のもと、新郷南小学校で2年生を対象に農業体験活動が実施されました。



児童たちは一年を通じてサツマイモの栽培に挑戦し、苗植え、雑草刈りを経て、11月に収穫日を迎えるました。収穫日当日、笑顔いっぱいで泥だらけになりながら土を掘り、「サツマイモあった!」「とれた!」と歓声をあげる一方、「なかなか見つからない」「イモを作るのは大変」という声も聞かれるなど“農”に触れ親しみました。



農業委員及び農地利用最適化推進委員の
募集を1月16日から開始します。
(2面に詳細)



編集
発行

川口市農業委員会

川口市青木2-1-1 電話 048-271-9214
市ホームページ <https://www.city.kawaguchi.lg.jp>

農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集を開始します

農業委員の募集概要

募集人数	12人
任期	令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間
身分	川口市非常勤特別職職員
報酬	月額 50,800円（会長及び会長職務代理は別途報酬）

主な職務内容

毎月開催される農業委員会の会議に出席し、議案等の審議を行います。また、担当地区の議案については、現地調査及び聞き取り調査を行います。

農地利用最適化のため、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び違反転用の早期発見のための農地パトロール及び新規就農の促進に関する活動を行います。

申し込みができる者

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、以下の申し込みができない者に該当しない者。

評価方法及び任命

川口市農業委員候補者評価委員会において、提出された応募書類等をもとに評価します。その後、市議会の同意を得て、令和5年7月20日に市長が任命します。

応募用紙	農政課、支所、川口駅前行政センター、市内農協支店で配布。市HPからダウンロードもできます。
-------------	---

農地利用最適化推進委員の募集概要

募集人数	2人
区域	市内全域
任期	令和5年7月20日以降の農業委員会から委嘱された日から令和8年7月19日までの3年間
身分	川口市非常勤特別職職員

報酬	日給 9,800円 能率報酬として遊休農地解消1件につき50,000円
-----------	-------------------------------------

主な職務内容

毎月開催される農業委員会の会議に出席します。

農業委員と連携し、農地利用最適化のため、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び違反転用の早期発見のための農地パトロール及び新規就農の促進に関する活動を行います。

※具体的な活動は、月15日以内、1日に6時間（内休憩1時間）事務局に出勤し、農地所有者宅へ訪問し意向調査及び川口市農地情報登録制度の利活用促進を行います。また、遊休農地発見及び解消のため現地確認や調査等の現場活動を行います。必要な場合は、書類や図面の整理を行います。

申し込みができる者

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者で、以下の申し込みができない者に該当しない者。

選考方法及び委嘱

川口市農業委員会の会議において、提出された書類をもとに選考し、農業委員会が委嘱します。

応募用紙	農業委員会事務局、支所、川口駅前行政センター、市内農協支店で配布。市HPからダウンロードもできます。
-------------	--

共通事項

申し込みができない者

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 何らかの公職に就いており関係法令により兼職が禁止されている者
- (4) 暴力団員もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者

応募方法

応募の方法は、農業者又は農業関係団体等からの推薦を受けて申し込む方法と自ら応募する方法の2通りがあります。

募集期間

令和5年1月16日(月)から令和5年2月16日(木)までに持参又は郵送により提出してください。
郵送される場合、令和5年2月16日(木)必着です。

お問い合わせ・提出先

農業委員に関すること 農政課 農政係 電話 048-259-9020
農地利用最適化推進委員に関すること 農業委員会事務局総務課 電話 048-271-9214

明日の農業担い手育成塾 塾生を募集します

- ◎研修内容 露地野菜栽培における実践的な知識及び技術の習得
※研修費無料（ただし、一部自己負担あり）
- ◎募集対象者 市内在住で、農業大学校等の卒業者（予定者含む）または専業農家への1年程度の研修などの農業技術を有し、就農意欲のあるかた。
※家庭菜園や市民農園での経験は対象外
- ◎定員（申込） 1人（随時）
- ◎研修期間 2年間
- ◎申し込み方法について 入塾申込書や履歴書などを市まで提出。塾生の認定には書類及び面接審査があります。
※詳細は市HPの募集要項をご確認ください。
※申し込み前に必ず農政課（電話：048-259-7249（直通））までお問合せください。



詳細は市HPをご確認ください

研修場所：川口市大字差間468（約3,000m²）

市民農園の開設補助金のご案内

農業者が開設する市民農園の整備を支援します。

市民農園をこれから始めようとお考えのかたは、ぜひご活用ください。



- 対象者 市内に住所を有し市内に農地を所有する農業者
- 補助対象経費
 - ・農園の整備に要する経費（区画割、看板設置費など）
 - ・付帯施設の整備に要する経費（農具置き場、水洗い場の整備など）
- 補助率・限度額 補助対象経費の2分の1以内 市街化調整区域20万円 市街化区域10万円
※事業を始める前に必ずご相談ください。（予算に達し次第終了）
※既に開設している市民農園は対象外です。開設後の申請はできません。
※1農園につき1度限り。1年度に申請できる回数は1回限りです。

お問合せ：農政課農業振興係 電話 048-259-7249

種苗法が改正されました

- 種苗法改正（令和2年12月）の概要
 - ◆登録品種の種苗の海外持出や栽培地域の制限が可能
 - ◆「登録品種」「輸出や栽培地域の制限」の表示義務化
 - ◆登録品種の自家増殖に育成者権者の許諾が必要
 - 埼玉県登録品種の取扱い
 - ◆海外持出禁止
 - ◆自家増殖は県内生産者に限り（茶は県内・県外生産者に）許諾し、
許諾料は無償、許諾手続きは不要
- ※詳細は市HPをご確認ください。 お問合せ：農政課農政係 電話 048-259-9020



みどり課から生産緑地についてのお知らせです

平成4年に指定された生産緑地は、令和4年12月10日に指定から30年が経過しました。指定期限を10年ごとに延長することができる特定生産緑地に指定したかたは、引き続き、生産緑地の適正な肥培管理を行っていただきますようお願ひいたします。

なお、平成5年以降に指定された生産緑地の所有者のかたにつきましては、指定から30年経過する前に、順次、市から申請手続に関するご案内をお送りします。

平成4年度指定の生産緑地のうち 特定生産緑地の指定を受けていない土地をお持ちのかたへ

指定から30年経過しても生産緑地の指定は自動的に解除になりません！

指定を解除する場合は、別途手続き（買取申出）が必要となります。

詳しくは、みどり課へご連絡ください。

令和5年度分の新規指定の受付を行います

令和5年度分の新規指定申請は、令和5年6月30日が期限となります。

希望されるかたは、お早めにご相談ください。

※新規での指定は、従来どおり30年農地として適正に管理することが義務付けられます。

お問合せ：みどり課保全係（鳩ヶ谷庁舎3階）

電話 048-242-5721



農業災害発生時の報告のお願い



降雪等の自然災害により農業用施設や農作物に被害が生じた場合は、農政課へ速やかに被害状況の報告をお願いします。報告された情報は災害復旧対策等に役立てられます。

被害の報告にあたっては、被害状況（施設の場合は構造（パイプ、鉄骨等）、棟数、施設面積等、農作物の場合は面積、量、本数等）及び被害状況がわかる日付入りの写真をお願いします。

※詳細は市HPをご確認ください。



お問合せ：農政課農政係 電話 048-259-9020

農業者年金に加入しましょう

◎農業に従事するかたが加入している国民年金だけでは豊かな老後の生活には十分とは言えません。農業者年金は国民年金の上乗せ年金として、農業に従事されるかただけが加入できる公的年金制度です。

◎以下の①～③の要件をすべて満たすかたが加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事されているかた
- ③20歳以上60歳未満のかた

※厚生年金や国民年金基金、個人型確定拠出年金（iDeCo）とは重複加入できません。



お問合せ：独立行政法人 農業者年金基金 電話 03-3502-3199